

海外療養費の申請および支給について

法政大学健康保険組合

【給付概要】

被保険者やその被扶養者が、海外に在住中または旅行中に負傷または疾病により海外の医療機関等で受診した場合の費用については、申請により、国内における保険診療の範囲内で払い戻し(保険給付)を受けることができます。

【申請の手続き】

- (1) 海外の医療機関の窓口で医療費全額を支払う。
- (2) 海外の医療機関で治療内容の証明書(診療内容明細書)と診療に要した医療費の明細書(領収明細書)を受け取る。
- (3) 「海外療養費支給申請書」と日本文の翻訳文を添付した「診療内容明細書」「領収明細書」、現地で支払った医療費や薬剤費の「領収書」、署名・押印された「調査に関わる同意書」を健康保険組合に提出する。

【申請書類】

払い戻しを受けるために必要な書類は以下のとおりです。各書類の作成詳細については後掲の「書類作成上の注意」を確認ください。

- (1) 被保険者が作成した「海外療養費支給申請書」＝所定用紙(※代理人作成も可)
- (2) 医師や医療機関が作成した「診療内容明細書(医科用)」「領収明細書(医科用)」「歯科診療内容明細書」(以降、「診療内容明細書等と記載」)＝所定用紙、またはそれに準ずる形式で医療機関発行のもの。
「診療内容明細書」等の所定用紙については次のとおりです。
医科の場合は、Form A「診療内容明細書(医科用)」およびForm B「領収明細書(医科用)」
歯科の場合は、Form C「歯科診療内容明細書」
- (3) 上記(2)の日本語訳＝所定用紙に、その注意事項に従って作成されたもの。
- (4) 「領収書」＝医療機関発行の原本(コピー不可)
※薬剤の処方がある場合は、薬局等発行の領収書も提出のこと。
- (5) 署名・押印された「調査に関わる同意書」＝所定用紙

【申請期限】

申請期限は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内です。それを経過すると請求権がなくなります。

※在外研究等で長期に渡航される場合はご注意ください。

※代理人による申請も可能です(後掲の「書類作成上の注意」を確認のこと)。

【申請先および問合せ先】

〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学健康保険組合 (九段校舎7階)

電話 (03) 3264 - 9593または9595 Eメール kenpo@hosei.ac.jp

以下は、制度や申請にあたっての詳細となります。

【書類作成上の注意】

- (ア) 「海外療養費支給申請書」と「診療報酬明細書」等は、受診者1名毎、医科・歯科別、入院・入院外別、受診月単位で作成が必要です。

- 例) ●法政花子さん(被扶養者・妻)が盲腸の手術で、Aメディカルセンターの外科に2014年3月に5日間入院。退院後、同じ月内(2014年3月)に同病院に1日通院。鎮痛剤の処方あり。←入院で1枚、入院外で1枚。
- 法政太郎さん(被保険者)が、2014年3月にAメディカルセンターの内科に風邪で2日通院。抗生物質の処方あり。←これで1枚。
- 法政花子さんが虫歯治療で、Bデンティストリーに2014年4月に2日、翌5月に2日、それぞれ通院。←4月分で1枚、5月分で1枚。

- (イ) 「海外療養費申請書」は所定用紙にて、被保険者が作成してください。なお、代理人に作成・提出を委任することもできます。
- (ウ) 「海外療養費申請書」が代理人にて作成・提出される場合は、用紙の余白に、被保険者から委任された旨を記載のうえ、代理人の署名・捺印が必要です。
- (エ) 「診療内容明細書(医科用)」「歯科診療内容明細書」は医師により作成してもらい、医師の署名を得てください。「領収明細書(医科用)」は医療機関あるいは医師により作成してもらい、医師の署名を得てください。それぞれ所定用紙がありますが、傷病名や診療内容が把握でき医療機関または担当医が発行し、医師が署名したものであれば他の書式でも可です。
- (オ) 「診療内容明細書」等について、日本文訳が必要です。いずれも日本文訳の所定用紙(あるいは貼付用紙)にて作成してください。翻訳者はどなたでも結構ですが、翻訳者の署名が必要です。
- 「診療内容明細書」等が所定用紙で作成された場合は、その中の指定個所に該当する記載がある場合にのみ、その内容について所定用紙に日本文訳を記載してください。
- 「診療内容明細書」等が所定用紙以外で作成された場合は、原本をコピーして、各文章の余白に日本文訳を記入し、「日本文訳貼付用紙」に貼付してください。
- (カ) 「健康保険用国際疾病分類表」はFormA「診療内容明細書(医科用)」、FormC「歯科診療内容明細書」を作成する際に傷病名等を記載するための参考資料となります。医師に所定用紙とともに参考資料としてご提示ください。
- (キ) 「領収書」原本がA4判を下回る場合は、領収書貼付台紙を適宜使用してください。
- (ク) 申請書類が整わない場合は、算出等の判断がつかず、療養費の支給決定ができません。

【所定用紙の入手方法】

所定用紙は、健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

<http://www.hoseikenpo.or.jp/> ユーザー名 hosei パスワード kenpo

申請書 → 給付・請求に関する書式 → 海外療養費関係申請書

パソコン等の環境がない場合は、健康保険組合までご請求願います。

【給付についての留意事項】

健康保険では、保険医療機関などで直接医療サービスが受けられる「療養の給付」を原則としていますが、やむを得ない事情により療養の給付が受けられない場合で、健康保険組合が認めた時は事後に、支払った医療費から自己負担分を控除した額が「療養費」として払い戻されます。海外療養費もその一つで、海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地で治療を受けた場合、申請手続きを行うことにより海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。

- (ア) 原則として日本で医療を受けた場合の診療報酬点数に換算して算定され、算定した額が海外で実際に患者が支払った額(日本円に換算した額)を下回る場合には、算定し

た額から自己負担分を控除した額が払い戻されます。算定した額が海外で実際に支払った額（日本円に換算した額）を上回る場合には、実際に支払った額から自己負担分を控除した額が払い戻されます。なお、海外で治療を受けた場合、国や医療機関により日本と請求金額が大きく異なることがあります。

- (イ) 海外に出る理由として旅行、出張等は問わず支給を行います。ただし、健康保険は、日本国内で治療を受けることを原則としているため、日本国内で治療を受けることが可能であるにもかかわらず、治療を目的として海外渡航し、療養を行った場合には支給されません。日本国内で保険適用されていない医療行為等も支給の対象外です。
- (ウ) 民間の海外旅行保険や海外の公的保険などから保険金が給付される場合でも、その給付額とは関係なく請求することができます。
- (エ) 国内での場合と同じく、傷病の発生事由が、業務上や通勤途上の場合や、第三者（他人）からの行為によるものである場合は、健康保険は適用されません。
- (オ) 医療費の給付（還付）は申請後、3～4か月程度で行われます。内容によっては更に時間を要する場合があります。
- (カ) 支給決定の内容（金額）については、給付直前に「支給決定通知」を郵送しますので、通知にてご確認ください。不明な場合は健康保険組合にお問い合わせください。

以 上